

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第4号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年香川県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																												
<p>(端数計算)</p> <p>第5条 へき地手当の月額又はへき地手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもってこれらの給与の月額とする。<u>職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）</u> <u>第16条に規定するへき地手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。</u></p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1 へき地学校</p> <table border="1"><thead><tr><th>学 校 等</th><th>級 別</th></tr></thead><tbody><tr><td>略 丸亀市立本島中学校</td><td>略</td></tr><tr><td>坂出市立岩黒小学校</td><td></td></tr><tr><td>坂出市立岩黒中学校</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2 略</p>	学 校 等	級 別	略 丸亀市立本島中学校	略	坂出市立岩黒小学校		坂出市立岩黒中学校		略		略		<p>(端数計算)</p> <p>第5条 へき地手当の月額又はへき地手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもってこれらの給与の月額とする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1 へき地学校</p> <table border="1"><thead><tr><th>学 校 等</th><th>級 別</th></tr></thead><tbody><tr><td>略 丸亀市立本島中学校</td><td>1 級</td></tr><tr><td>坂出市立櫃石小学校</td><td></td></tr><tr><td>坂出市立岩黒小学校</td><td></td></tr><tr><td>坂出市立櫃石中学校</td><td></td></tr><tr><td>坂出市立岩黒中学校</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2 略</p>	学 校 等	級 別	略 丸亀市立本島中学校	1 級	坂出市立櫃石小学校		坂出市立岩黒小学校		坂出市立櫃石中学校		坂出市立岩黒中学校		略		略	
学 校 等	級 別																												
略 丸亀市立本島中学校	略																												
坂出市立岩黒小学校																													
坂出市立岩黒中学校																													
略																													
略																													
学 校 等	級 別																												
略 丸亀市立本島中学校	1 級																												
坂出市立櫃石小学校																													
坂出市立岩黒小学校																													
坂出市立櫃石中学校																													
坂出市立岩黒中学校																													
略																													
略																													

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。